

事業評価書（事前）

事務事業名		移動高齢者等雇用安定助成金
事務事業の概要	(1)目的	経営再建のための事業の再構築の中で、企業グループ外に中高年失業者を出さず、高齢者事業所の設置等により企業経営との調和を図りながら中高年者の雇用を確保する企業を支援するため、事業再構築会社（親会社等）から、45歳以上65歳未満の労働者を雇い入れる企業グループ内の子会社の事業主に対して、移動高齢者等雇用安定助成金を支給し、以て中高年者の雇用の安定と65歳までの雇用の確保を実現する。
	(2)内容	<p>助成金の支給要件は次のとおりである。</p> <p>事業再構築会社（親会社等）が～の全てに該当すること。</p> <p>経営状況が厳しいこと。</p> <p>経営再建のための事業の再構築を行うこと。</p> <p>経営再建の見込みがあること。</p> <p>移籍出向について労使間の特別の協定を定めていること（人事異動として通常行われるものではないこと）。</p> <p>移籍出向について対象労働者の同意を得ていること。</p> <p>事前に計画書を作成し公共職業安定所に受理されていること。</p> <p>支給対象事業主（子会社）が～の全てに該当すること。</p> <p>事業再構築会社の子会社（出資比率50%以上）又は同一親会社の子会社であること。</p> <p>事業再構築会社から45歳以上65歳未満の労働者（以下「対象労働者」という。）を1人以上一般被保険者として雇い入れ継続して雇用していること（移籍出向）。</p> <p>対象労働者の雇入れ6ヶ月前から助成金申請時（雇入れ日から6ヶ経過後）の間に、雇用する一般被保険者を事業主の都合により離職させていないこと。</p> <p>相当期間事業を継続する見込みがあること。</p> <p>助成金申請時において一定の高齢者雇用確保措置を講じていること。</p> <p>支給額</p> <p>支給対象事業主（子会社）が講じる高齢者雇用確保措置の内容に応じて、又はのいずれかとする。</p> <p>65歳まで雇用する制度を有する場合又は定年の定めをしていない場合：雇い入れた対象労働者1人当たり30万円を支給</p> <p>61歳以上で事業再構築会社より1年以上長く雇用する制度を有する場合：雇い入れた対象労働者1人当たり10万円を支給</p> <p style="text-align: right;">！予算額（案） 6,000百万円</p>
	(3)達成目標	構造改革に伴う経営再建のための事業の再構築において、親会社等から企業グループ内の子会社に再雇用される約3万人を対象に助成金を支給することにより、中高年者の雇用を確保する。
(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕</p> <p>中高年者の雇用失業情勢は、厳しい状況が続いており、不良債権の最終処理等構造改革の推進を背景に、企業リストラが多発する中でさらに厳しい状況に陥るおそれがあることから、中高年者の雇用確保に対して有効な対策を講じていく必要がある。</p> <p>〔公益性〕</p> <p>高齢化の急速な進展、厚生年金の支給開始年齢の引上げ等を受け、65歳までの高齢者雇用確保措置の普及が重要な課題となっているとともに、中高年者の厳しい雇用失業情勢の中、中高年者の雇用を確保することは、中高年者の失業による新たな社会的費用の発生を抑えることになり、高い公益性を有する。</p>	

評	<p>〔官民の役割分担〕 同一企業グループ内において中高年齢者の雇用の確保を図るためには、継続雇用制度、賃金制度及び執務体制等の整備が必要であり、そのためのコストもかかることから、企業の自主的な取り組みだけでは、なかなか進まないため、リストラ前の事業の再構築による中高年齢者の雇用確保を行う企業に対して国として支援する必要がある。</p> <p>〔国と地方の役割分担〕 雇用対策については、国と地方が連携して進める必要があるが、中高年齢者の雇用失業情勢は全国的に厳しい状況が続いており、中高年齢者の再就職は極めて困難な状況にあることから、国が全国的な観点から、中高年齢者の雇用確保のために本事業を行う。</p> <p>〔民営化や外部委託の可否〕 本事業は、高齢者雇用に係る各種制度・施策、企業の労務管理制度に関する高度な専門知識を有している必要があること等から、それらのノウハウをもつ（財）高齢者雇用開発協会に委託して実施することとしている。</p> <p>〔緊要性の有無〕 中高年齢者の雇用失業情勢は厳しい状況が続いており、不良債権を2年以内に最終処理した場合、失業者が相当数発生することが見込まれるため（「不良債権の処理とその影響について」内閣府政策統括官主宰バランスシート調整の影響等に関する検討プロジェクト推計）、早急な対策が必要である。</p> <p>〔他の類似施策（他省庁分を含む）〕 中高年齢者に対しては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律において再就職援助計画制度を設けて在職中からの再就職支援を実施し、再就職援助計画対象者を企業グループ外の事業主が雇い入れた場合には、在職者求職活動支援助成金を支給している。</p>
価	<p>(2)有効性 〔これまで達成された効果（継続事業） 今後見込まれる効果〕 不良債権処理に伴う雇用への影響として、総離職者数は39～60万人と見込まれている（「不良債権の処理とその影響について」内閣府政策統括官主宰バランスシート調整の影響等に関する検討プロジェクト推計）。</p> <p>こうした厳しい雇用失業情勢の中で、中高年齢者を子会社で再雇用する事業主に対して本助成金を支給することにより、中高年齢者約4万人が失業を経ることなく、企業グループ内で再就職することが見込まれる。</p> <p>これにより、雇用保険失業給付額の削減に寄与する効果も有する。</p> <p>〔効果の発現が見込まれる時期〕 不良債権の最終処理等構造改革が推進されることに伴い、平成14年度から、本助成金の効果が上がるものと見込まれる。</p>
	<p>(3)効率性 〔手段の適正性〕 本事業の実施により、経営再建のための事業の再構築を行う場合に、中高年齢者の失業なき労働移動を促進する効果（平成14年度予算要求における要対人員3万人）が見込まれる。</p> <p>そして、事業の再構築を行う場合に、離職を余儀なくされる中高年齢者に対する再就職の促進には、事業主の取組が不可欠であるため、親会社等の事業再構築会社が再就職援助に関する措置の内容等を記載した計画書を公共職業安定所に提出した上で当該中高年齢者を再雇用した企業グループ内の子会社に対して助成金を支給することとしており、中高年齢者の失業による新たな社会的費用の発生を抑える手段として適正なものである。</p> <p>また、当該子会社が一定の高年齢者雇用確保措置を講ずることを要件とし、その内容により助成額を区別することでインセンティブを与え、効率的に中高年齢者雇用確保措置の普及を図ることとしている。</p>
	<p>(4)その他 （公平性・優先性など） 〔優先性〕 中高年齢者の雇用失業情勢は厳しい状況が続いており、不良債権の最終処理に伴い、失業者が相当数発生すると見込まれることから、優先的に施策を講じる必要がある。</p>

関連事務事業	なし
特記事項	<p>〔各種政府決定との関係及び遵守状況〕</p> <p>「第9次雇用対策基本計画」(平成11年8月)において、向こう10年程度の間において、少なくとも意欲と能力のある高齢者が何らかの形で65歳まで働き続けることができることを確保していくこととされている。</p> <p>また、経済財政諮問会議の基本方針で、構造改革に伴う雇用への影響力を最小限にするためにも、成長分野の拡大、当該分野への円滑な労働移動の促進・労働力の再配置の円滑な実現に向けた環境整備の必要性が提唱され、中でも重要なものとして、年齢にかかわらず働ける環境の整備が示されている。</p>
主管課及び関係課	(主管課)職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課